

2005年1月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
ブルネイ
カンボジア

タイ

2005年1月ニュース

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 海賊版 CD 工場 | 5. マドリッド協定 |
| 2. 2004年タイ知的財産企業賞 | 6. FTA 争点 |
| 3. EU タイ協力 | 7. 地理的表示 |
| 4. さらなる教育が必要 | |

1. 海賊版CD工場

(ポスト・トゥデー紙、国内ニュース面、A8面、タイ、2005年1月5日)

チェンライ県メーサイ市の税関長補佐は、海賊版 CD 工場が林立しているミャンマーとの国境に隣接するため、メーサイでは著作権侵害を解決することが非常に困難であると述べた。

2. 2004年タイ知的財産企業賞

(タイニュースサービス、2005年1月6日)

Tilleke&Gibbins 社は、タイ企業として 2004 年 AsiaLaw 知的財産賞を受賞した。AsiaLaw 知的財産賞の受賞基準は法曹界の投票、および、100 人以上の企業弁護士や出版界代表から構成される審査パネルの推薦によるものである。

2004 年初めに、”Managing Intellectual Property”誌が実施した調査でタイの特許及び商標/著作権の両分野において Tilleke&Gibbins 社が一位に選ばれた。

3. EU タイ協力

(タイニュースサービス、2005年1月10日)

10月27日に開始するタイ税関職員の3日間研修の議題は、知的財産権侵害対策活動において、欧州の様々な企業のエキスパートと税関職員との協力方法の改善に関するものとなる。

同研修によって、約50人のタイ税関職員が、高級品、電話通信、自動車及びコンシューマプロダクト分野における世界的有名商標の模倣品やその出所を識別することについて深い理解を得られると考えられています。世界的有名商標や市場リーダーの代表が、このような問題について、税関職員に対して専門知識を共有するための研修を行なう予定となっている。この研修は、関税局が主催する一連の同様の研修で最初のもので、知的財産権保護は、知られているような経済開発保護のみを目的とするものではなく、低品質の模倣品の被害を受けないようにすることによって、一般の男性、女性および子供の保護にも関係している。

4. さらなる教育が必要

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年1月13日)

ビジネス用ソフト連合(BSA)は、タイにおけるソフトウェア著作権侵害対策を継続する。タイでの著作権侵害比率が縮小したが、インターネット著作権侵害対策を目的として、より啓蒙活動を行う必要がある。通信を容易に行なうことができるブロードバンド技術が普及したことにより、インターネット著作権侵害割合は高くなっている。

5. マドリッド協定

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年1月20日)

知的財産局(DIP)副局長は、タイがマドリッド協定に加入する際の利点と損失を調査していると述べた。これについては、DIPが世界知的財産権機関(WIPO)の専門家エキスパートを招待し、政府や民間に講演・意見交換することを依頼した。

6. FTA争点

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B2面、タイ、2005年1月24日)

海外との貿易を強化するとの政策に従い、タイ政府は、アメリカとの自由貿易協定(FTA)について現在交渉中である。オーストラリアとの協定は既に施行されており、インド、日本、バーレーン等との交渉が進行中である。

しかしながら、FTA戦略は論争的になっており、自由化により、幾つかの産業に大きな過当な競争をもたらし、国内製造者に影響が起きると活動家が主張した。チリとシンガポールなどの国との米国FTA交渉のように、米政府がタイが市場を開放するために既存法の改正や規則を変更するように主張するだろうと考えられている。

例えば、米国製薬産業のためにより長い期間の保護期間を求め、相手国にもTRIPs協定で設定された20年の製薬特許権保護期間延長を要求した。タイの特許法はWTOで協定されたTRIPsに一致していると考えられている。

チュラロンコン大学の経済学講師 Teerana Bhongmakapat 博士は、知的財産保護と関連する法則だけでなく、銀行業務、電話通信に関連するものもタイ米 FTA フレームワーク下で見直されるに違いないと述べた。

二国間 FTA 会談の第 3 ラウンドは、前回交渉と同じ現場であるハワイで 3 月に予定される。

7. 地理的表示

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、5 面、タイ、2005 年 1 月 26 日
ポスト・トゥデー紙、主要ニュース面、A1 面、タイ、2005 年 1 月 26 日)

トラン県の有名な焼き豚肉「ムー・ヤン・ムアン・トラン」は、地理的表示に登録され、模倣業者から保護される。Nares Jitsujaritwong 県知事が、特別の地理的起源であり、ユニークな調理をするこの焼肉を登録するように県商務部へ指示を出した。

トランケーキ、織り服「ナ・ムアン・スリ」、そしてテップタウ木材等の地域特産品もそのユニークな特質が確認された場合、地理的表示保護の対象となる。

中国

2005 年 1 月ニュース

1. 香港が著作権法に対応可能
2. 香港、フランスが商標シンポジウムを開催
3. 二国間会合で知的財産権行使を認識
4. GMAC が知的財産侵害で北京の学校に勝訴
5. 中国が 6000 万枚海賊版映像音楽ディスクを一日で破壊
6. 再び、中国が特許・著作権保護促進
7. 著作権関連本が中国で侵害された
8. 20,000 枚海賊製品が摘発された
9. 米国人が中国で海賊版 DVD 公判
10. 本土都市が「偽物がない」をコピー
11. 香港政府が知的財産権促進に予算計上
12. 著作権侵害対策のための捜査で 10 人逮捕
13. 政府が海賊版反対コンサートを開催
14. 中国の影響力が増すが、模倣品と戦う必要がある
15. インテルが Shenzhen 企業に著作権侵害で訴訟
16. 香港、中国当局は模倣品撲滅にブランド保護が必要
17. Coca-Coca 社への商標訴訟が失敗
18. 2004 年の中国商標登録が上昇

1. 香港が著作権法に対応

(Managing Intellectual Property Magazine、英国、145 号、10 面、2004 年 12 月 05 年 1 月)

香港は、エンドユーザによる著作権侵害を有罪にすることに関する検討会を再開した。新著作権法は 2001 年に香港で施行された。新法は、企業内で使用されることになっていた場合なら、海賊版ソフトウェアから新聞記事のコピーまでどのような著作権侵害についても犯罪となることになっている。

エンドユーザが刑事責任になる条件が厳格すぎたという広範囲の懸念により、政府は2001年4月に立法府を通じ、新著作権法(修正の保留)を急がせた。一時的に有効な法案は、映画、テレビ・ドラマ、コンピュータ・プログラム、音楽などの著作権を無許可に営利活用することを除いて、エンドユーザの刑事責任を廃止した。

現在、政府は同問題に関して、国民や産業の意見を求めており、時間をかけて検討することとしている。香港政府は、著作権作品の平行輸入を管理する規則を緩めるべきかどうかについても検討している。

しかし、合法に輸入された音楽映像産業の映画や歌の海賊版の、香港中のカラオケバーやパブへの新たな流通経路が発生することへの不安から、このことに対し、音楽映像産業の著作権所有者は反対している。娯楽提供業者は公的に作品を見せるために著作権所有者からのライセンスを必要とするが、音楽映像産業はこの規則は実際上強化するのが困難だろうと主張した。

2. 香港、フランスが商標シンポジウムを開催

(Xinhua News Agency, 2005年1月7日)

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005年1月7日)

香港特別行政区(HKSAR)政府とフランス政府によって共同開催される地域商標シンポジウムが、1月27-28日に香港で行なわれると、HKSAR政府知的財産局が発表した。

同シンポジウムは、フランス、中国本土及びHKSARの政府高官や企業幹部等を招待し、商標を利用することによって、物品の価値を生み出す方法に関することについて話し合われる。

3. 二国間会合で知的財産権行使を認識

(Associated Press Newswires, 2005年1月10日)

(Dow Jones international News, 2005年1月10日)

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005年1月11&13)

(Xinhua News Agency, 2005年1月13日)

(Xinhua Financial Network News, 2005年1月13日)

(Finance Times, 2005年1月13日)

(The Wall Street Journal, 2005年1月14日)

(Business Daily Update, 2005年1月14日)

(China Daily, 2005年1月14日)

(Xinhua's China Economic Information Service, 2005年1月17日)

米中知的財産権円卓会議は、中国政府が知的財産権保護で進歩していると認めたが、基本的な考えが国の隅々まで浸透するのに時間がかかるとも認めた。米国のDonald Evans商務長官は、中国が知的財産権侵害に取り組む幾つかのステップについて、米国の期待を十分に満たしていないと述べた。

在中国米国商工会議所の James Zimmerman は、中国が知的財産権侵害者に対する民事と刑事処罰を改善しつつあると信じていると述べた。しかし、彼は、行政手続による権利行使を強化することを目指した新手段を考慮するように中国政府に促した。

中国副首相である Wu Yi は、中国における知的財産権保護が徹底的に行なわれるようになる前に、中国政府、民間企業や消費者が長期に努力を継続しなければならないことも認めた。副首相は、先月発表された高額の司法判決も話した。著作権製品に対して 250,000 元以上の著作権侵害を起こした犯罪者を 7 年間以下に禁固刑にすることができることも明確にした。

昨年のもう一つの大きな動きは、国家評議会による、全国の知的財産権保護を監視するグループの設立であったと、そのグループを統括する Wu Yi 副首相は述べた。同グループは、9月に知的財産権侵害を厳重に取り締る年間全国キャンペーンを開始した。

商務省と知的財産権保護ワーキンググループは、外国の知的財産権所有者と定期的な会合を行なうことで合意した。

4. GMACが知的財産侵害で北京の学校に勝訴

(Financial Times, 2005 年1月10日)

北京高等裁判所は、北京ニューオリエンタル学校(BNOS)に対する著作権侵害訴訟で、卒業生管理承認評議会(GMAC)を支持する判決支を出した。裁判判決は、ビジネススクールへの入学試験である GMAT テストに関して、同評議会が中国法律の下で所有する著作権であることを確認した。本件は中国の WTO 加盟後に中国法廷で係争される最初の知的財産案件の一つである。

BNOS は、侵害する教科書をすべて破壊し、原告の GMAC と教育テストサービスに 774,000 米ドルを払うように命じられた。さらに、同校は中国リーガルデリー紙に謝罪を公表しなければならない。

5. 中国が 6000 万枚海賊版映像音楽ディスクを一日で破壊

(The Press Trust of India Limited, 2005 年1月13日)

SinoCast China Business Daily 紙主催の知的財産権保護に関する集まりにおいて、米国との議論の中で、中国政府は、今まで最大規模の 6,335 万枚の海賊版映像音楽ディスクを破壊したと発表した。

これは、中国の映像音楽市場を浄化する 4 年間の同様キャンペーンで、今までで最も大きい規模である。

破壊されたディスクはすべて昨年に押収されたもので、東の Jiangsu 省と Shangdong 省で 500 万枚、中国南部広東省で 1300 万枚が破壊された。商業都市である上海などの中国大都市でも行なわれている。

6. 再び、中国が特許・著作権保護促進

(Asia Pulse、2005年1月14日)

AFX Asia、2005年1月14日

The New York Times、2005年1月14日

クルンテープ・トゥラキット紙、世界ビジネス面、15面、タイ、2005年1月15日)

ソフトウェア、工業デザイン、薬品及び特許取得製品の模倣品・海賊版を撲滅するために、中国がもっと努力するべきだという Donald Evans の主張は、北京訪問のメッセージになった。彼は、中国リーダーが知的財産権侵害から引き起こされた問題に、今直ぐ直面しなければならないと述べた。

米国通商当局、弁護士や企業の主張について、中国政府が完全に無視しているとはいえないということで、米国通商当局、弁護士や企業は同意し、中国が知的財産権侵害と戦うために法律規則を整備していることも認めた。しかし、それらの法律規則はめったに使用されないとも主張し、そのため、知的財産権侵害は4年前と同じく中国全国に広がっていたままであるとも主張した。

中国の政府政策研究所である開発研究センターは、中国で生産された海賊版品物の総額が年間190～240億ドルにあると2003年に推測した。

7. 著作権関連本が中国で侵害された

(Financial Time、2005年1月15日)

ある北京企業は、書籍のデジタル海賊版を提供することにより著作権を侵害したと判決された。Beijing Scholar Digital Technology 社は、ある中国人専門家の8本の書籍をインターネットに掲載したため、オンライン著作権侵害で56,500元(3,650ポンド)の罰金を科された。

それらのうちの7つは著作権侵害問題に関するものであり、「敵と自信を知って、知的財産戦争に勝つ。」というタイトルである。

北京裁判所は、Scholar Digital 社に対して、中国社会科学アカデミーに所属する編集者・著者である Zheng Chengsi へ賠償金を支払うよう命じるとともに、公に謝罪することを命じた。本件は、著作権・特許保護を強化するために、国内裁判を活用する中国人が増加することを反映している。

8. 20,000枚海賊製品が摘発された

(Shanghai Daily、2005年1月17日)

Zhabei 地区当局は、Yangqu 道の住宅街からの20,000枚以上の海賊版DVDやVCDを摘発した。新聞は、中国政府が12月21日に知的財産権法を強化したことにより、1つの取り締りで、ディスクが最も多く摘発されるようになったと述べた。

9. 米国人が中国で海賊版DVD公判

(Associated Press Newswires、2005年1月18日)

San Jose Mercury News、2005年1月18日

The Wall Street Journal、2005 年1月19日)

100 万米ドル相当の海賊版映画をオンラインで販売したことで、2 人の米国人が告訴され審理されている。中国が、米国や他の貿易相手国からの圧力で、DVD、CD 及びその他の知的財産の模倣品・海賊版を禁止する法律を強化する最中に、同裁判が始まっている。

公判では、同グループが 25 か国でバイヤーに 180,000 枚以上の模造 DVD を販売するためにインターネットを使用した疑いをかけられている。全国メディアは中国が著作権侵害を厳しく取り締まっていることを示すために同事件を公表し、同時に、外国人の違反を強調することより、北京への批判をそらそうとしている。4 人の被告は 15 年以下の禁固刑を科される可能性がある。

10. 本土都市が「偽物がない」をコピー

(South China Morning Post、2005 年1月19日)

昨年に少なくとも 12 人の中国幼児の命を奪った偽粉ミルク・スキャンダルがきっかけで、広東省の「偽物がない」キャンペーンに、多くの中国の都市が参加すると予想されている。

広州、Shenzhen、東莞、仏山の約 150 軒の店が、香港の「偽物がない」誓約キャンペーンに類似している同キャンペーンに既に参加した。模倣品を売らないことを誓約する店は、顧客信頼を獲得するためにロゴを与えられる。同キャンペーンは今年後半他の都市まで拡大される。

11. 香港政府が知的財産権促進に予算計上

(Xinhua's China Economic Information Service、2005 年1月19日)

The Standard、2005 年1月19日

Business Daily Update、2005 年1月19日)

香港政府知的財産部によれば香港の次会計年度で約 700 万香港ドルが知的財産権を促進するための普及啓蒙用に予算化された。

2004 年知的財産権保護の大衆意識に関する第 6 回年次調査結果を 1 月 18 日に発表すると同時に、知的財産部 Stephen Selby 部長は以上のことを述べた。

インターネットにおける知的財産権尊重の重要性に関する普及啓蒙が求められている。回答者の 70% 以上はファイル共有が知的財産権侵害であることを知っていたが、10% 未満の人々がインターネット上のファイル共有を行なっている。

同調査は、高等教育レベル以上の若い男性はファイル共有用ファイルをダウンロードするニュース・グループや無許可ウェブサイトを訪れる傾向があることを明らかにした。調査は、知的財産権に関する大衆意識が改善した事を示し、関連法に対する意識レベルが調査最初の年である 1999 年の 55.2% から 2004 年に 71.2% まで拡大した。

回答者の 95.7%が、香港で知的財産権を保護する必要があると考えており、その四分之三が香港の知的財産権侵害が深刻であると回答し、2003 の 74.5%と比較し、僅かに増加した。

12. 著作権侵害対策のための捜査で 10 人逮捕

(*The standard*, 2005 年 1 月 20 日)

(*South China Morning Post*, 2005 年 1 月 20 日)

税関職員と警察との合同捜査が Tsim Sha Tsui にある 5 つのショールームから 340,000 香港ドル相当の海賊版を摘発し、10 人を逮捕した。「スカイホーク」と名づけられた捜査と模倣品に対する戦いによって、計 600 の模倣品時計と 400 の皮革製品が摘発された。

警察は、長期の著作権侵害対策キャンペーンが街路から多くの露天商を追放すると共に、取締による損害を少なくするために在庫を階上のショールームへ移動させていると述べた。

香港で模倣品販売は商品表示法に反する。有罪と判決される場合、犯罪者は 50 万香港ドルの罰金や 5 年の禁固刑を科せられる。

13. 政府が海賊版反対コンサートを開催

(*Xinhua News Agency*, 2005 年 1 月 26 日)

(*Business Daily Update*, 2005 年 1 月 27 日)

著作権侵害撲滅のため、中国政府は警察のみならず、有名ミュージシャンを使って海賊版製品を買わないようにそのファンを啓蒙している。

2 月 26 日に、中国政府は、著作権侵害対策の一環として、香港、マカオ、台湾からの 20 人を含む 100 人の芸能人を招待して、初めて著作権侵害対策コンサートを首都の北京で開催する。

同コンサートは一般大衆中、特に音楽ファンの著作権侵害対策意識を喚起するために計画されている。

14. 中国の影響力が増すが、模倣品と戦う必要がある

(*Xinhua Financial Network News*, 2005 年 1 月 27 日)

(*AFX Asia*, 2005 年 1 月 27 日)

中国が経済的影響力を強めていることは、世界経済フォーラムで高い認識を得たが、中国政府は知的財産権を保護する必要があるという要求をも認識されている。副首相 Huang Ju が首席となった、学者、政治家、財界人から構成される中国代表団は、毎年開かれる同フォーラムに出席した。

中国政府は、9%以上の経済成長を強調すると共に、中国改革財団の国立経済調査研究所 Fan Gang 所長は、中国の 20%という比較的低い負債比率を強調した。

しかし、スイスの製薬グループである Novartis の Daniel Vasella 主任は、中国の政府当局は、模倣品・海賊版問題に取り組む努力がなく、十分ではないということを数字をあげて指摘した。同主任は、中国が知的財産権保護を適所に対処できる適切なフレームワークを持つまでに、「数年」はかかるだろうと述べた。

15. インテルがShenzhen企業に著作権侵害で訴訟

(*South China Morning Post*, 2005 年1月27日)

(*SinoCast China Business Daily News*, 2005 年1月27日)

(*Xinhua News Agency*, 2005 年1月28日)

(*Xinhua's China Economic Information Service*, 2005 年1月28日)

アメリカに本社があるインテル社は、Shenzhen 人民裁判で Shenzhen Donjin Communication Tech 社に対する訴訟を起こした。インテル社は、Donjin 社の侵害により 796 万米ドルの損害賠償金を求めている。

インテル社は、Donjin 社が著作権のあるソフトウェアを複製し、顧客に配布したと主張している。主張した知的財産侵害とは、「インテル特有」ヘッダーファイルに関する。更に、中国での知的財産権強化に関する必要性を説き、同問題について人々を教育するためにもっと積極的になることが必要であると政府に要請したと述べた。

16. 香港、中国当局は模倣品撲滅にブランド保護が必要

(*Agence France Presse*, 2005 年1月27日)

(*Xinhua Financial Network News*, 2005 年1月28日)

(*The Standard*, 2005 年1月28日)

香港と中国の政府関係者は、特別行政区や中国本土で氾濫する模倣品問題への対策の方法として、商標保護が必要だという。中国は、世界市場において影響力のある多くの商標を至急持つ必要がある。

それを達成するために、商標に基づいた取引や知的財産保護分野での交流や協力をさらに強くする必要はある。

2 日間の「中国のフランス年」イベントの一部で、アルカテルやプジョーなどのフランスの主な商標を持つ企業からの代表が、ブランド価値構築問題について議論する。議題の中で、アジア太平洋地域の商標保護に関する知的財産権政策や管理システムも含まれる。

米国映画、音楽、ソフトウェアの広範囲な複製に加え、中国の著作権侵害者は、粉石鹼と練り歯磨きのような家庭のアイテムを含む模造衣類、調合薬、他アイテムを製造し販売する。

17. Coca-Coca社への商標訴訟が失敗

(*Shanghai Daily*, 2005 年1月28日)

Coca-Cola China Beverages Ltd に対する商標侵害訴訟は、中国第一人民法廷で棄却された。同訴訟は、Shanghai Yaqing Industry and Trade Co., Ltd.によって起こされ、消費者が同社の Kuhai 商標とコカコーラ社の Qoo 商標を混同するだろうと主張していた。

Shanghai Yaqing 社は、2000 年 11 月に飲料製品に kuhai 商標を出願し、1 年後に国家商標局から登録を受けたと主張した。

裁判は、Qoo という漢字の発音やグラフィックのフォントが Kuhai と異なるという判決を下し、また、Kuhai がまだ使用されていないので、消費者は混乱するようなことにならない。Qoo の漫画キャラクターもコカコーラの商標と混同することを防ぐことを助けると裁判官は判決した。

18. 2004 年の中国商標登録が上昇

(Xinhua's China Economic Information Service、2005 年 1 月 31 日)

中国では、2004 年の商標登録が 588,000 件と急上昇し、3 年連続世界で最も多い登録件数となった。2004 年の件数は 2003 年から 30%増加し、中国が WTO に受け入れられた 2001 年のおよそ 2 倍の件数である。

外国出願も、2004 年に 60,000 件を越え、2003 年から 29.82%の成長で急上昇している。上昇する商標登録件数は、中国の知的財産権保護実績を示すだけでなく、海外出願者の中国の投資環境や市場に対する大きな確信を示すものである。

マレーシア

2005 年 1 月ニュース

1. マレーシアが 2004 年で大量の海賊版、模倣品を押収
2. マレーシアは VCD 販売者に禁固刑を科する準備
3. 著作権侵害対策に関するソフトマネジメントセミナー
4. マレーシア、米国が 2 月に第二回 FTA 交渉会合を実施

1. マレーシアが 2004 年で大量の海賊版、模倣品を押収

(Xinhua News Agency、2005 年 1 月 7 日)

マレーシアの法執行職員が 2004 年に 1 億 2400 万リンギット相当の海賊版や模倣品を押収したと大臣は発表した。国内取引消費者保護省の法執行職員は、昨年、著作権侵害で約 21,500 の取り締まりを行ない、5230 万リンギット相当の計 550 万枚の海賊版 VCD、CD を摘発した。

また、1500 万リンギット相当の 7 台の VCD/CD 製造機を備えた 5 つの違反工場が廃業に追い込まれたと大臣は付け加えた。大臣は、法執行職員が 900 万リンギット相当の海賊版コンピューターソフトを摘発したと述べた。また、1,700 件以上の押収事件が模倣品に関連して行なわれている。

急発展の海賊版産業をチェックするために、もっと厳しい罰がマレーシアで導入される。新光ディスク法では、海賊版 VCD やポルノディスクの製造が発見される場合、禁固刑に加え 250,000 リンギットの罰金を科することができる。

マレーシアでの知的財産に関する意識レベルがまだ低く、海賊版や模倣品などの知的財産権侵害は氾濫しており、知的財産権侵害品が安価であることは、その購入理由の 1 つとなっていると報道されている。

2. マレーシアはVCD販売者に禁固刑を科する準備

(ザ・ネーション紙、地域ニュース面、6A 面、タイ、2005 年1月26日)

海賊版の VCD 生産者、配給者、販売者は、提案された 1987 年著作権法改正案で、禁固刑の対象となる。法改正を担当する会合は 2 月に開催される。

改正は、近年悪化したと言われていた VCD 著作権侵害の抑制を目指している。禁固刑の対象拡大は、知的財産法がより厳格になるために含まれるいくつかの新しい条件のうちの 1 つであった。改正は違反に対し、罰金の最大額をあげることを含む。

3. 著作権侵害対策に関するソフトマネジメントセミナー

(New Straits Times Newspaper、マレーシア、2005 年1月27日)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、ソフトウェア著作権侵害との戦いで、教育、法施行、政策を含む統合した対策を今年中継続する。BSA マレーシア委員会の Ajay Advani 委員長によれば、教育分野で、BSA はソフトウェア資産管理(SAM)セミナーを全国的に展開する。これらの無料セミナーは、大衆が BSA のメッセージを受け入れるのに有効であることが分かったと同氏は述べた。

法施行に関しては、BSA は Tulen パトロール・プログラムを継続し、BSA 代表が企業やその従業員に接近し、合法ソフトウェアを使用することの重要性や利点を周知させる。

昨年はマレーシアでの BSA の有意義な年であり、政府、特に国内取引消費者保護省からの協力での目的を達成することができた。

4. マレーシア、米国が 2 月に第二回FTA交渉会合を実施

(Business Times、2005 年1月28日)

マレーシアと米国当局は、提案された自由貿易協定(FTA)を交渉するために、第 2 回会合を 2 月に実施する。マレーシアが米国にとって、10 位の貿易相手国である一方、米国はマレーシア最大貿易相手国である。米国のマレーシアでの投資は約 1102 億リンギットにもなる。

会合は、とりわけ知的財産保護、マレーシアの金融サービスセクター自由化促進、政府の経済意志決定プロセスの透明化強化などに触れる。

シンガポール

2005年1月ニュース

1. 厳格な法律でソフト売上増
2. 特許のライセンス収入が51%増加し、1億3200万米ドルに
3. 知的財産調査
4. 知的財産に焦点

1. 厳格な法律でソフト売上増

(*The Straits Times Newspaper*, シンガポール, 2005年1月3日)

修正が昨年10月に発表された、より厳しくなる著作権法に対応する企業があるため、3つのソフトウェア企業の売り上げが上昇すると見られている。映像と出版に関するソフトウェアを販売する Adobe 社は35%の販売急上昇を達成している。

オフィスの生産性をあげるソフトを販売するマイクロソフトも販売増を達成したが、同社は上記関連性を否定した。昨年10月にシンガポール知的財産庁が主催したセミナーにおいて法改正が発表された。

2. 特許のライセンス収入が51%増加し、1億3200万米ドルに

(*Business Times Singapore*, 2005年1月10日)

科学技術研究機関(A*Star)による最近の研究開発調査によれば、シンガポールで開発されていた特許や新技術からのライセンス収入は2003年に51%上昇して1億3200万米ドルになった。

約617社から得られた回答では、2002年に特許出願件数が936件から1,001件に上昇するなど、知的財産保護に関する意識が増加していることが明らかとなった。同期間で、取得した特許が、451件から460件まで微増した。2003年末の時点で、シンガポール企業によって所有された特許の累積件数が2,314件にもなる。

この結果は、IPOS、A*Star、EDB(経済開発委員会)が、我が国の拡大している技術分野に於ける知的財産保護や開発に注意を注ぎ、能力を向上させるために、統合した努力を投入した良い兆しである。

知的財産保護に関する意識が増加する一方、ほとんどのライセンス収入は未だに、民間部門、特に大部分が製造企業から来ている。

3. 知的財産調査

(*The Straits Times Newspaper*, シンガポール, 2005年1月18&22日)

シンガポールの知的財産アカデミー(IPA)が実施した消費者著作権侵害調査で、回答者の82%が、コンテンツ製作者の権利を保護するべきだと感じ、71%が不法手段によって得るコンテンツを所有する事が権利を侵害すると認識した。

しかしながら、調査された25%はインターネットからのコンテンツをダウンロードすることを認めた。その一方で26%は、彼らが海賊版を買ったことがあると述べた。これらの不法ダウンロードについて、10人のうち約4人(37%)は著作権がある無しに関心がなく、逆に10人のうちの9人(91%)がコンピューターにウィルスが感染することに関心を持っているという。

今回の調査は、インターネット・ダウンロードや海賊版購入のような不法手段によってメディアコンテンツを入手することに対する消費者反応を調べた最初の調査である。昨年5月に15～50歳のシンガポール人1,000人との電話インタビューで実施された。

IPAは、セミナーや会議を主催し、知的財産意識を高め、従来のミッションを広げるとともに、知的財産の潜在的な価値を発見することを支援するようにすることを目的としている。

4. 知的財産権に焦点

(The Straits Times Newspaper, シンガポール, 2005年1月18日)

シンガポールの知的財産法に対する強い評判は法務省が保護に焦点を合わせると一点にある。同省およびシンガポール知的財産庁(IPOS)は、シンガポールの知的財産フレームワークが海外と国内の開発と歩調を合わせることが保証している。

これは、シンガポールの知的財産集約企業への魅力を増加させ、バイオテクノロジー産業、ブランド産業、メディア産業、及び知的財産が豊富な産業に大きな革新の拍車がかかる。政府は、シンガポールに本社がある企業が国内と海外市場でそれらの知的財産における利益取得を支援し、海外での知的財産権取得を促進する。

シンガポールは、アジア太平洋各国のニーズにサービスするオフィスを設立することを決定したWIPOとの協力を強化する。

フィリピン

2005年1月ニュース

1. 侵害訴訟

(Manila Standard, 2005年1月6日)

国家電気通信委員会(NTC)は、著作権侵害ケーブルテレビを有する団体に対して告訴するように正規ケーブルテレビ・オペレーターに促している。NTCは、ケーブル著作権侵害が問題であることを認識しているため、ケーブルテレビ著作権侵害について緊密に知的財産庁と連携をとった。

合同作戦にもかかわらず告訴がない場合、NTCがこのような団体に対して訴訟を起こすことは困難である。現在、全国に200万人のケーブルテレビ加入者がおり、料金を正規に支払っている顧客は半分だけであるとされている。

2. 日比が租税条約改正に合意

(日経レポート、2005年1月11日)

日本とフィリピンは、相互投資を促進するとして、租税条約改正について交渉を始めることに合意した。日本は特許や商標の使用許可(ライセンス)料金を引き下げることにについて議論する。交渉予定は近い将来に決定される。

インドネシア

2005年1月ニュース

1. 職員が海賊版を摘発

(The Jakarta Post Newspaper、インドネシア、2005年1月6日)

法務人権省知的財産権局局長は、西ジャカルタで疑わしいVCDに関する著作権侵害への捜索を指揮した。PT Medialineと確認されたこの企業は、警察によって捜索された。第1回捜査では、職員が計27,000枚の海賊版VCDとVCDを製造する機械を押収した。同企業は、1日当たり40,000枚の海賊版VCDを生産したと考えられている。

2. 警察署で海賊版VCDs/DVDsを一瞬で破壊

(Kompas、17面、2005年1月14日)

2005年1月13日(木)のCikarangにあるBekasi警察オフィス構内は、Bekasi郡の人々で一杯であった。大人や子供が真剣に、Bekasi警察によって押収された何万ボトルものアルコール飲料と何千もの海賊版VCD/DVDがトラックによって破壊されるのを見ていた。

Bekasi警察がこのような行動を実行するのが初めてであった。社会に直接仕事の結果を発表することは誇りである。

ベトナム

2005年1月ニュース

1. ハノイが250,000枚の海賊版、ポルノ、暴力CDを摘発
2. ベトナムが音楽の海賊版に宣戦布告
3. 多国籍企業がベトナムで新しい協会
4. ベトナムが外国出願の代金を引下げる

1. ハノイが 250,000 枚の海賊版、ポルノ、暴力CDを摘発
(バンコクポスト紙、国際面、8 面、タイ、2005 年1月7日)

ベトナムの首都職員は、約 250,000 枚の海賊版、暴力なゲームやポルノ映画 CD を押収したと発表した。ハノイのダウンタウンにある 3 軒の個人 CD 店でその CD が押収されたと都市文化情報部の検査官は述べた。

ベトナムは昨年 10 月に文学芸術作品を保護するためのベルン協定の第 156 番加盟国となった。しかし、著作権侵害はまだ全国で氾濫しているため、当局が同問題に取り組もうとしている。

2. ベトナムが音楽の海賊版に宣戦布告
(Vietnam News Brief Service、2005 年1月19日)

ベトナムは、知的財産に関するベルン協定に加盟し、昨年 10 月にベトナムで基準が適用されるのを受け、遵守する方法として音楽作曲の分野での海賊版行為と戦うために徹底的な手段を取る。このような著作権侵害は、ベトナムで全く根絶されるべきである。

文化省は、不正な音楽家に厳しい罰を科する準備が今できており、任意の公演や出版物からコピーされた作曲を禁止する。音楽管理部は、他人の作曲を真似たものだと疑われた 70 曲の歌謡曲リストを文化省に提出し、詳しい調査を要請した。提出された歌は、約 20 人のベトナム音楽家が「101% Copy-cover 2004」というタイトルの中で違法に公表した 100 曲以上の歌の中に含まれる。

それにも関わらず、文化省職員は、著作権侵害罪で科される場合、国内ソングライターが耐えることができないほど重い罰金を科すると警告した。国際協定の下で、2 曲の歌が 30% 以上の類似性を持っている場合、片方が一方に著作権侵害罪で訴えることができる。

ベトナムでは、殆どのソングライターが著作権保護のため作曲を登録したことがない。極少数が登録し、最近音楽著作権協会設立につながったのである。

3. 多国籍企業がベトナムで新しい協会
(Legal Media Group、2005 年1月23日)

ベトナムの外国企業は、知的財産問題の有効キャンペーンを支援するために、ロビー団体を設立した。今月政府は、ベトナムで最初の外国資本企業のための模倣品対策協会である海外投資企業のための模倣品対策及び知的財産保護協会の設立を承認した。

ユニリーバ、GlaxoSmithKline、ナイキ、Procter&Gamble、Ajinomoto ベトナムを含む多国籍企業は既に同協会のメンバーとなっている。

4. ベトナムが外国出願の代金を引下げる
(Emma Barraclough、香港、2005 年1月23日)

ベトナムでの商標出願について、自国人と外国人に分けての二重価格表示構造を終了して、2月1日からの米ドルではなく現地通貨で出願代金を払うことができるようになる。

ベトナム政府は、多数出願の料金も割り引く。財務省から発表された告示によると、申込者は、各クラスで6つまでの出願について150,000VNDを払わなければならない。各クラスでの追加出願は1件当たり25,000VNDになる。今までは、外国の申込者は各クラスでの出願が1件当たり40米ドルを払っていた。

この規則は、ベトナム政府が知的財産権の確立や保護、及び外国企業の間にも公正となるように代金を徴収したが、料金引き下げにより海外の申込者にとって有益となる。また、競争促進により国内企業にも役立つ。

インド

2005年1月ニュース

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| 1. 特許法が国内製薬産業を揺るがす | 10. 国内企業が米国特許承認の新ルート |
| 2. 新改正特許法が農業分野に影響 | 11. イト、ウライが知的財産権協定に署名 |
| 3. インドが新物質特許制度を導入 | 12. 特許改正はインド人の健康維持費に影響 |
| 4. 10ヶ国とインドがGI拡張を主張 | 13. 特許法令を破棄 |
| 5. 特許制度が薬の価格に影響しない | 14. ITC社が模造衣服メーカーを起訴 |
| 6. 特許法案反対デモ | 15. 農家が特許法に抗議 |
| 7. インド、日本が経済協力で会談 | 16. 知的財産権ワークショップがShimogaで開催 |
| 8. 特許を扱う特別な専門家 | |
| 9. 専門家が人々に特許取得を促進する | |

1. 特許法が国内製薬産業を揺るがす

(*Indian Business Insight*, 2005年1月1日
The Statesman, 2005年1月1日)

インドは2005年から新特許法で物質特許を認める制度ができることにより、国内製薬産業は悪影響を受ける。インドは、1970年代初めから国内製薬企業が、海外では物質特許が取得されている薬品をコピーし、異なる製法で製造することを容認してきた、これにより、製薬企業が貧困層のために安い薬を作る事ができ、成長できた。

GlaxoSmithKline Plc、ファイザー社、Novartis AF社などの多国籍企業は、慎重な楽観論をもって、インドの新政策を待っている。インド政府や外国企業によれば、薬価格について、インドで販売されている95%の薬が古いものであるため、上がるとは予想されない。ジェネリック薬の供給が継続するだろうと述べた。

2. 新改正特許法が農業分野に影響

(*Financial Express*, 2005年1月2日)

政府から出された 1970 年特許法を改正した新法令は、薬と調合薬のほかに、農業化学薬品、食品、バイオテクノロジー製品まで物質特許の制度を拡大することにより、農業分野にまで影響を及ぼす。

今回の改正は特許法の第 3 回目の連続改正となる。この改正で、インドが TRIPs と WTO に対する公約を満たすことになる。改正特許法は、今年の 1 月 1 日から施行された。

新改正案は、斬新な手段によって開発された種子を断定的に除外していない。インドは植物品種保護のために sui generis システムを以前から選び、植物品種保護及び農家権利法として適所に活用してきたが、改正特許法の中で明確になっていない部分が斬新な手段、特に遺伝子組み換えによって開発された種子の特許を取得する際に問題になるだろう。遺伝子組み換え種子の開発に没頭していた種子産業は、TRIPs 協定第 27 条を引用し、種子への保護を求めることを熱望する。

3. インドが新物質特許制度を導入

(*Asia in Focus*, 2005 年 1 月 3 日

Business Standard, 2005 年 1 月 4 日

Asia Pulse, 2005 年 1 月 4 日)

インドは新しい年を迎えて、食品、医薬品、化学薬品、embedded software などの新物質特許制度を 1 月 1 日から施行した。ブラジル、中国と共にインドは、知的財産権の貿易関連に関する協定(TRIPs)に対する公約を満たすのに、最終期限までかかった少数諸国である。

政府は特許法を改正し 12 月 26 日に法令化、12 月 28 日に同法案を告示することで、物質特許制度を導入した。政府は間もなく物質特許の手続きを始めるが、既に審査待ちとなっている約 12,000 の出願があり、3~4 か月程度時間がかかると予想される。

4. 10 ケ国とインドがGI拡張を主張

(*Financial Express*, 2005 年 1 月 5 日)

インドは、WTO が今年 7 月までにワインとスピリッツに関する地理的表示保護拡張の適切な決定を行なうべきだと 10 か国と協力し要求した。インド政府は、Basmati 米やダージリン茶などの製品まで WTO の枠組下で地理的表示(GI)の保護を拡大することに熱心である。

インド、欧州連合、ブルガリア、ギニア、ケニア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モルドバ、ルーマニア、スイス、タイ、トルコから構成される WTO 共同サブミッションは、「GI 拡張」を一層処理するための単なる手続き的な処置では、適切な決定であるとは言えないと指摘した。

メンバーは重要な質問について 7 月より前に、建設的な方法や協議での本質的な議論に従事し、単なる堂々巡りを回避しなければならない。総会は 7 月までに、WTO 事務局

長による「GI 拡張」に関する協議の結果によって適切なアクションを決めなければならない。

5. 特許制度が薬の価格に影響しない

(*Financial Express*, 2005 年1月5日)

Business Line, 2005 年1月6日

The Hindu, 2005 年1月6日)

インドの新特許制度は、市場で入手可能な 350 の不可欠の薬(人命救助)の価格に影響しないと政府は見解を示した。市場で入手可能な薬の 97%も、既に国際的な特許権保護期間が切れ、インドでも特許権を取得していない。

したがって、これらの薬は値上げをしない。政府がメールボックス出願を受理することで、国内製薬市場の 3%以内が特許取得し今後数か月でカバーされる可能性があるが、これらの薬に代わる治療代案がある。しかしながら、物質特許制度の下で、政府は、新特許を取得した薬の価格に対する管理ができない。

6. 特許法案反対デモ

(*Financial express*, 2005 年1月5日)

何百もの労働者、学生、若者が合同実施委員会(JAC)に加わり、議会前でのデモに参加した。特許改正法に抗議していた。JAC によれば、物質特許制度の変更を謳った特許法は多国籍企業にインド経済を支配する権限を与えるとともに、インド、特に国内製薬産業や農業分野に影響を与える。

もっと重要なことに、薬を手頃な価格で入手できなくなることにより、一般の人々に悪影響を及ぼす。産業団体、労働者団体、農家団体、科学団体の全国中央組合を含む JAC は、デリーを含むすべての主要都市において、同法令反対に対する合同デモ抗議を継続し、2月の予算審議 2 日目に議会前に別のデモを行う。

7. インド、日本が経済協力で会談

(*Asia Pulse*, 2005 年1月14日)

インドと日本は、2 国間の投資促進について、税問題を含む経済協力を改善する方法について議論した。両国は、既存の租税条約改訂の交渉を始めることに合意した。

この問題についての第 1 回会合は 2 月に東京で開催され、両国は、1~2 年で交渉を終えることを期待している。減税および特許権使用料は間もなく行われる両国財務省会談で焦点になる。

8. 特許を扱う特別な専門家

(*Financial Express*, 2005 年1月15日)

Hindustan Times, 2005 年1月16日)

法律専門家は、インドが自国の利益を守るために高レベルの特許弁理士を育成しなければならないと訴える。専門家らは、公平な特許取得システムが世界的に強い特許システムのためのよい代案であると述べた。社会と通商における特許の役割での会合の講演で、専門家は、新しい考えを創り出すことにより、インドがより発展することを指摘した。しかし、これらの考えは特許を取得するための条件となるように、ある程度実現可能なものでなければならない。熟練した特許弁理士だけが特許出願を適切に扱うことが出来、しばしば、特許のアイデアにより良い点を取り入れることができる。

9. 専門家が人々に特許取得を促進する

(The Hindu, 2005 年1月16日)

知的財産権分野の専門家は科学者、産業人、発明者が革新を保護することを助け、特許を取得する人々を促すことが必要だと言われる。

マイソール大学がバンガロールにあるインド大学国立法学校と共同で主催した知的財産権に関する2日間のワークショップで、このことが述べられた。ワークショップは上記コンセプトの顕著な特徴に関して、学者、革新者、発明者、法施行職員などの意識を喚起するために行われた。

10. 国内企業が米国特許承認の新ルート

(The Economic Times, 2005 年1月20日)

国内の一般製薬企業が利益の高い米国市場の特許障壁を侵害する際に「記録的な」訴訟コストに過度に畏服してきたが、これからはもっと安い近道を得るかもしれない。

連邦議会は、一般製薬ライバル企業が、事件を裁判所に持ち込むことなく、特許承認済の薬に反対する仕組みを導入し、既に取得した特許に対する異議申立ての機会を与えることを検討している。今までのシステムで特許を無効にするのに必要な証拠が米国連邦証拠規則の下で要求される「明らかで説得力のある証拠」に遠くに及ばなかったから、これにより、特許を無効にする法的なハードルを本質的に下げられる。

新法令は、特許庁異議申立調査会の前に異議申立てする団体に審問機会を与えると予想される。

11. インド、ウクライナが知的財産権協定に署名

(Unian, 2005 年1月21日)

インドとウクライナは、科学と技術に重点をおく知的財産権を保護するための協定に間もなく署名する。両国の交渉は進んでいる段階にあり、協定も来年のウクライナ訪問で署名されると予想される。

両国は現在、30の共同プロジェクトに取り組んでおり、他分野での協力の可能性も高い。

12. 特許改正はインド人の健康維持費に影響

(Asia Pulse, 2005 年1月24日)

研究結果によると、インドの最新特許法改正案は健康維持コストを増加させ、全体の健康維持バリューチェーンにチャンスを生むのである。物質特許制度が施行されると、薬の価格の最終的な増加は、多くのインド人が薬を入手し難しくし、国内外の健康保険会社のビジネスチャンスとして証明されるであろう。

新制度は、薬剤市場だけではなく、全体の健康維持バリューチェーンに対しても影響を与えると予測される。健康維持コストの増加は、インドに適する健康維持管理企業が近い将来にインド市場に参入することを促す。

新物質特許制度は、模倣生産の可能性を効果的に消去し、逆の発想で保護を受けられ、市場に雪崩れ込む多国籍企業にとってインドを参入しやすくする。

13. 特許法令を破棄

(Business Line, 2005 年1月25日)

主要な非政府組織である Kerala Shastra Sahitya Parishad (KSSP)は、改正特許法の撤回を要求した。

この改正案の決議は、KSSP の地域レベル委員会会合で可決された。反改正特許法の規定もイベントの一部として行われた。

14. ITC社が模造衣服メーカーを起訴

(Financial Express, 2005 年1月26日)

知的財産権侵害を主張する ITC 社によって提出された請願で、デリー高等裁判所が、4月24日までに同社の陳述書を提出するようにデリーに本社がある同社に伝えた。以前に、裁判は、Wills Sport, John Players, ITC などの商標/ロゴや他の類似商標またはロゴをつけた服の販売・営業・配布を禁じていた。

15. 農家が特許法に抗議

(The Hindu, 2005 年1月29日)

Karnataka Rajya Raitha 僧団リーダーは、WTO 協定の制度に基づいて国内植物品種の特許取得に農家が反対し、すべての地域本部で集会を行なうと述べた。農家は、2月10日に特許取得制度からの国内植物品種の保護を求める集会を行なう。

全国からの農家は、3月1日と2日にニューデリーの「Chalo 議会」で集会する。政府は、新種牛の繁殖を促進していた。このため、Amritha Mahal のような固有品種は消滅の瀬戸際にある。政府はこれらの固有品種を促進するべきである。農家は担当大臣との会合中にこの問題を取り上げる。

16. 知的財産権ワークショップがShimogaで開催

(The Hindu, 2005 年1月30日)

バンガロールにあるインド大学の国立法学校知的財産権研究擁護センターのセンター長は、インドが、知的財産権を、特に電気通信の進歩で特徴づけられたグローバル化と自由化の時代において、無視する余裕がないと述べた。

Kuvempu 大学と Jnana Sahyadr の NLSIU によって共同主催された知的財産権に関する 2 日間のワークショップの最初に、TRIPs に加盟した事は、知的財産権に係る法律の改正をもたらす。

ブルネイ

2005 年 1 月ニュース

Brunei seeks US help over rights protection

(Borneo Bulletin, 2005 年 1 月 28 日)

ブルネイは、海外直接投資を誘致する時に必要となる知的財産権保護に対する理解と実施についてアメリカに援助を求めた。このような能力向上に関して、サルタンは、コンテナが米国市場に搬入される前に検査を受けることを義務にするコンテナ・セキュリティ・イニシアチブの実施を通じて、米国に支援を仰ぐ。

貿易投資枠組合意に関与する政府関係者は、米国通商代表部と話し合い、主要貿易や経済投資分野での能力向上のより密接な共同関係に関する見解を交した。

農業、水産養殖、CSI、知的財産権保護、投資環境改善などの重要分野は、2 日間の非公開貿易投資協議会で議論された。マルチファイバー合意の段階的な廃止可能性も議論のテーブルに載せられた。

知的財産権保護においては、ブルネイの弁護士会が通関手続きや法施行活動を含む同国の知的財産権政策の現状報告があり、米国と比較して、ブルネイがこの分野の新しいプレーヤーであるため、この分野の専門的見解の交換が提案された。ブルネイは既に法律や法施行体制などのインフラの一部を整備したが、ブルネイの知的財産権保護能力の現状も強調され、実施手段を完全に理解するためにはまだ経験が不足していることが明らかにされた。

カンボジア

2005 年 1 月ニュース

欧州連合がカンボジアのWTO加盟を支援

(Thai News Service, 2005 年 1 月 10 日)

欧州連合(EU)は、2,074,000 ユーロ相当の貿易関連技術援助を提供する協定に署名し、WTO に加盟するカンボジアの努力に対する援助を示した。

援助プログラムの目的は、カンボジアが持続的安定経済成長を達成できるように、基礎的な条件の構築支援である。カンボジア政府関係者は、経済と法律問題で世界通商政策に関する理解を高めるように研修を受けることが出来る。

制度支援分野では、法学部と経済学部で国際通商に関するパート・タイムコースの設立を含むものになる。裁判官・検事養成王立学校でのコースには、知的財産権に関する教科が含まれ、知的財産に関する貿易を判断する際、WTO 協定の要求に照らし合わせて判断することが教えられる。また、支援は貿易や商業論争を扱うための商業裁判所設立にも及ぶ。
